

令和2年3月10日

被保険者及びご家族 様

松伏町いきいき福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

日頃、町介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省から、新型コロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において入所者との面会を禁止する等の措置がとられた場合、当該施設に入所している被保険者への認定調査が困難なときには、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間を延長できる（以下「臨時的取扱い」という。）との通知がありました。（令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

ただし、この通知において示されているのは、施設等に入所されている被保険者のみとなっております。

このため、当町におきましては、在宅の被保険者で臨時的取扱いを希望される方について、下記の同意書にご記入いただき、ご持参またはご郵送いただくことによって、要介護認定及び要支援認定の有効期間を12か月延長いたします。

なお、要介護認定及び要支援認定の区分変更を希望される場合には、被保険者への認定調査が可能になりましたときに、あらためてご申請いただきますようお願い申し上げます。

----- キリトリ -----

同意書

被保険者番号： \_\_\_\_\_

被保険者氏名： \_\_\_\_\_

生 年 月 日：大正・昭和・平成 年 月 日

私は、新型コロナウイルスへの対応のため、現在の要介護認定または要支援認定の有効期間を12か月延長することに同意いたします。

令和2年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)